

## 三重県ゴルフ連盟ジュニア会員規則

### (総則)

第1条 この規則は、三重県ゴルフ連盟ジュニア会員について定める。

### (事務局)

第2条 ジュニア会員の事務の担当は、三重県ゴルフ連盟事務局に置く。

### (会員資格)

第3条 ジュニア会員は、小学校入学年の4月1日から18歳を迎える年度を終えるまで三重県在住の男女とする。

但し、高等学校に在籍するジュニアは、次のいずれかに該当しなければならない。

- 1) 三重県内を現住所とし、在住していること。
- 2) 三重県高等学校ゴルフ連盟に加盟していること。

※ 高等学校には、国立高等専門学校や各種専門学校ならびに通信制高校も含むものとする。

尚、通信制については三重県内に在住していること。

※ 会員資格は、当連盟に送付された入会申込書が受理された時点で、会員資格が与えられ、18歳を迎える年度を終えるまでとする。

### (目的)

第4条 ゴルフ未経験者を含め、ジュニアを対象とした会員制度により、スポーツとしてのゴルフを通じ、ルールとエチケットを学ぶことにより、健全な人間形成と健康な身体づくりを目標としたゴルファーの育成・教育指導をもって目的とする。

### (運営及び管理)

第5条 運営及び管理は、三重県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会が担当する。

### (入会申込み手続き)

第6条 入会の申し込みは、その親権者またはその法定代理人が行う。

- 1) 所定の会員申込書に必要事項を記入の上、登録費を添えて三重県ゴルフ連盟事務局に申込むこと。
- 2) ジュニア会員は、入会申込時に会員申込書へ記載した内容に変更があったとき、その内容を遅滞なく事務局へ報告しなければならない。

### (登録費・登録継続手続き)

第7条 登録費は、(一括) 金1,000円とする。登録費は、初回入会時のみ徴収する。尚、いかなる場合においても返金はおこなわない。また、年会費の徴収はしない。

ただし、毎年登録継続の意思確認を行い、継続の意思表示がない場合は退会したものと見なす。

〔  
<登録料振込先> 百五銀行本店営業部 普通預金 No.1080348  
三重県ゴルフ連盟 基金運営委員会 会長 谷川 憲三  
〕

### (年度)

第8条 ジュニア会員の年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

### (選抜選手選考)

第9条 ジュニア選手として他の選手の模範となる優秀な選手を三重県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会が選出し、育成を行う。優秀な選手とは次の条件を満たす選手である。

- 1) ジュニアとして相応しい生活態度であり他の選手の模範となりえること。
- 2) 三重県ゴルフ連盟(ジュニア育成委員会を含む)及び三重県高等学校ゴルフ連盟の主催する大会において優秀な成績であること。

※三重県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会の後援大会及びその他のジュニア大会の成績は参考資料として扱う。

3) 選抜選手は原則中学校1年生以上であること。

※選抜選手は概ね各学年の男子3名、女子3名とし、全体では30名程度とする。

#### (会員に対する待遇・特典)

第10条 会員として承認されると下記の待遇・特典が受けられる。

1) 会員証「三重県ゴルフ連盟ジュニア会員証」の交付。

2) 三重県ゴルフ連盟及び加盟俱楽部で開催するジュニア育成事業の案内。

#### (引率義務)

第11条 各種事業に参加する場合は、必ず保護者（親権者または親権者が委託した20歳以上のもの）が引率すること。

#### (ドレスコード)

第12条 会員は、ジュニアとして相応しい服装でなければならない。

#### (懲罰)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会で諮りその処罰を決定する。

1) 本規則に違反したとき。

2) 三重県ゴルフ連盟の名誉を傷つけるまたは、三重県ゴルフ連盟の目的に違反する恐れのあるとき、または違反する行為が有ったとき。

3) ジュニア会員として公序良俗に反したとき。

#### (規則の変更)

第14条 この規則の変更は、三重県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会の決裁による。

#### (補則)

第15条 この規則に定めるものの他、運営に関し必要な事項は三重県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会が決定する。

#### 附則

1) この規則は、平成25年4月1日から施行する。

現在、三重県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会にて開催予定の各種事業

1) 指導者講習会

2) ゴルフスクール及び講習会

3) 選抜選手の育成事業

※年8回の合宿を基本とする。

4) 三重県ゴルフ連盟主催・後援競技の開催

5) 三重県ゴルフ連盟加盟クラブで開催するジュニア育成事業への後援

6) その他目的を達成するため必要な事業

#### 事務局

三重県ゴルフ連盟

〒514-0035 三重県津市西丸之内 21-19

丸之内ジャスティスビル 4F

TEL 059-228-5616 FAX 059-225-2885